

平成30年度 水質検査(設計書) 石川町上水道 沢田地区

水質基準項目		基準値 (mg／l)	過去3年間の検査結果による 最大値 (mg／l) 〈浄水〉	施行規則に よる検査の 基本の回数	法施行規則第15条第1項第3号による検査回数の検討				過去の検査結果による最大値 (mg／l) 〈浄水〉	法施行規則第15条第1項第4号による検査省略の検討					検査計画	
					検査回数を減らす場合の要件	検討事項		検査結果		検討事項				検査結果	検査実施回数	設定理由
						水質が大きく変わるおそれがあるか	過去3年間の検査結果			過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがあるか。	原水並びに水源及びその周辺の状況はどうか。	浄水方法にて除去できるか	薬品及び資機材の状況はどうか。			
1	一般細菌	100個／ml以下	2	1／月	不可			不可	88					不可	12回/年	※3
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	1／月	不可			不可	検出しない					不可	12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0. 003以下	0.0003未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.0003未満	超えたことなし	汚染の可能性は少ない			省略可	1回/年	※1
4	水銀及びその化合物	0. 0005以下	0.00005未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.00005未満	超えたことなし				省略可	1回/年	
5	セレン及びその化合物	0. 01以下	0.001未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.001未満	超えたことなし				省略可	1回/年	
6	鉛及びその化合物	0. 01以下	0.002	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.001未満	超えたことなし			使用していない	省略可	1回/年	
7	ヒ素及びその化合物	0. 01以下	0.001	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.001	超えたことなし				省略可	1回/年	
8	六価クロム化合物	0. 05以下	0.005未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.005未満	超えたことなし			使用していない	省略可	1回/年	
9	亜硝酸態窒素	0. 04以下	0.004未満	4／年	不可	おそれなし	1／10以下	不可	0.004未満	超えたことなし				不可	4回/年	※3
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0. 01以下	0.001未満	4／年	※1			不可	0.001未満	超えたことなし			省略可	4回/年	※3	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.06	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.02未満	超えたことなし			省略可	4回/年		
12	フッ素及びその化合物	0. 8以下	0.18	4／年	※1	おそれなし	1／5以上	1／年	0.22	超えたことなし	汚染の可能性は少ない			省略可	1回/年	※1
13	ホウ素及びその化合物	1. 0以下	0.3	4／年	※1	おそれなし	1／5以上	1／年	0.3	超えたことなし				省略可	1回/年	
14	四塩化炭素	0. 002以下	0.0002未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.0002未満	超えたことなし				省略可	1回/年	
15	1, 4－ジオキサン	0. 05以下	0.005未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.005未満	超えたことなし				省略可	1回/年	
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチ	0. 04以下	0. 0004未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.004未満	超えたことなし				不可	1回/年	
17	ジクロロメタン	0. 02以下	0.002未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.002未満	超えたことなし				省略可	1回/年	※1
18	テトラクロロエチレン	0. 01以下	0.001未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.001未満	超えたことなし				省略可	1回/年	
19	トリクロロエチレン	0. 01以下	0.001未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.001未満	超えたことなし			省略可	1回/年		
20	ベンゼン	0. 01以下	0.001未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.001未満	超えたことなし			省略可	1回/年		
21	塩素酸	0.6以下	0.38	4／年	不可			不可					不可	4回/年	消毒副生成物であり、浄水では省略できない。	
22	クロロ酢酸	0. 02以下	0.002未満	4／年	不可			不可					不可	4回/年		
23	クロロホルム	0. 06以下	0.02	4／年	不可			不可					不可	4回/年		
24	ジクロロ酢酸	0. 03以下	0.01	4／年	不可			不可					不可	4回/年		
25	ジブロモクロロメタン	0. 1以下	0.0002	4／年	不可			不可				液化塩素酸を用いている	不可	4回/年		
26	臭素酸	0. 01以下	0.001未満	4／年	不可			不可					不可	4回/年		
27	総トリハロメタン	0. 1以下	0.026	4／年	不可			不可					不可	4回/年		
28	トリクロロ酢酸	0. 03以下	0.009	4／年	不可			不可					不可	4回/年		
29	ブロモジクロロメタン	0. 03以下	0.0022	4／年	不可			不可					不可	4回/年		
30	ブロモホルム	0. 09以下	0.001未満	4／年	不可			不可					不可	4回/年		
31	ホルムアルデヒド	0. 08以下	0.008未満	4／年	不可			不可					不可	4回/年		
32	亜鉛及びその化合物	1. 0以下	0.01	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.01未満	超えたことなし	汚染の可能性は少ない		使用していない	省略可	1回/年	※1
33	アルミニウム及びその化合物	0. 2以下	0.25	4／年	※1	おそれなし	1／5以上	不可	0.02未満	超えたことあり			PAC使用	不可	12回/年	安全確認のため毎月実施
34	鉄及びその化合物	0. 3以下	0.03未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.72	超えたことあり	汚染の可能性は少ない	除去できる	使用していない	不可	1回/年	※1
35	銅及びその化合物	1. 0以下	0.01未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.01未満	超えたことなし			使用していない	省略可	1回/年	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	36	4／年	※1	おそれなし	1／5以下	1／年	35	超えたことなし	汚染の可能性は少ない			省略可	1回/年	安全確認のため毎月実施
37	マンガン及びその化合物	0. 05以下	0.005未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.15	超えたことあり		除去できる		不可	1回/年	
38	塩化物イオン	200以下	10	1／月	※2	測定未実施		不可	1.5	超えたことなし	汚染の可能性は少ない			不可	12回/年	※1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	17	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	16	超えたことなし				省略可	1回/年	
40	蒸発残留物	500以下	210	4／年	※1	おそれなし	1／5以上	1／年	200	超えたことなし				省略可	1回/年	
41	陰イオン界面活性剤	0. 2以下	0.02未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.02未満	超えたことなし	可能性なし			省略可	1回/年	※1
42	ジェオスミン	0. 00002以下	0.000001	発生時期に1回以上／月	水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要のないことが明らかであると認められる時期を除く			要検討	0.000001未満	超えたことなし				要検討	1回/年	
43	2－メチルイソボルネオール	0. 00002以下	0.000001未満	発生時期に2回以上／月				要検討	0.000001未満	超えたことなし				要検討	1回/年	
44	非イオン界面活性剤	0. 02以下	0.002未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.005未満	超えたことなし	可能性なし			不可	1回/年	※1
45	フェノール類	0. 005以下	0.0005未満	4／年	※1	おそれなし	1／10以下	1／3年	0.0005未満	超えたことなし				省略可	1回/年	
46	有機物(TOC)	5以下	0.9	1／月	※2	測定未実施		不可	1.1					不可	12回/年	※3
47	PH値	5. 8～8. 6	7.5	1／月	※2	測定未実施		不可	7.6					不可	12回/年	
48	味	異常でないこと	異常なし	1／月	※2	測定未実施		不可	異常なし					不可	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	1／月	※2	測定未実施		不可	異常なし					不可	12回/年	
50	色度	5度以下	2	1／月	※2	測定未実施		不可	13					不可	12回/年	
51	濁度	2度以下	0.3	1／月	※2	測定未実施		不可	1.9					不可	12回/年	

※1 水源に水質は汚染物質を排出する施設・設備の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合、過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とするこ

※2 自動連続測定・記録を実施している場合、概ね3ヶ月に1回以上とすることができる。

※3 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の検査回数で実施する。

※4 新規項目であり過去の検査記録がないため、基本の検査回数で実施する。